# 株式交換に関する事後開示書類

（会社法第 791 条第１項２号、第 801 条第３項第３号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2020 年９月２日

株式会社フィードフォース

アナグラム株式会社

2020年９月２日

# 株式交換に係る事後開示書類

東京都文京区湯島三丁目19番11号
株式会社フィードフォース
代表取締役社長　塚田　耕司

東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目４番４号
アナグラム株式会社
代表取締役社長　阿部　圭司

株式会社フィードフォース（以下、「フィードフォース」といいます。）及びアナグラム株式会社（以下、「アナグラム」といいます。）は、2020年６月19日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年９月１日を効力発生日として、フィードフォースを株式交換完全親会社、アナグラムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）
2020年９月１日

２．株式交換完全子会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第２号）

（１）会社法第784条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（２）会社法785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
アナグラムは、会社法第785条第３項の規定により、2020年８月７日に、アナグラムの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるフィードフォースの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第１項の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

（３）会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第３号）

（１）会社法796条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求による手続きの経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（２）会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
フィードフォースは、会社法第797条第４項の規定により、2020年８月６日に、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全子会社であるアナグラムの商号及び住所を公告しましたが、会社法第797条第１項の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

（３）会社法第799条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

４．本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第４号）

本株式交換により、フィードフォースに移転したアナグラムの株式の数は499株です。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第５号）

（１）フィードフォースは、会社法第795条第１項の規定に基づき、2020年８月26日開催の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（２）アナグラムは、会社法第783条第１項の規定に基づき、2020年８月26日開催の株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（３）フィードフォースは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のアナグラム株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、フィードフォースを除きます。）に対し、その所有するアナグラムの株式１株に対してフィードフォースの株式1,400株の割合をもってフィードフォースの普通株式を割当交付しました。フィードフォースが交付した株式の総数は698,600株です。

（４）本株式交換により増加するフィードフォースの資本金及び準備金は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 資本金 | ０円 |
| 資本準備金 | 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額 |
| 利益準備金 | ０円 |

以　上